

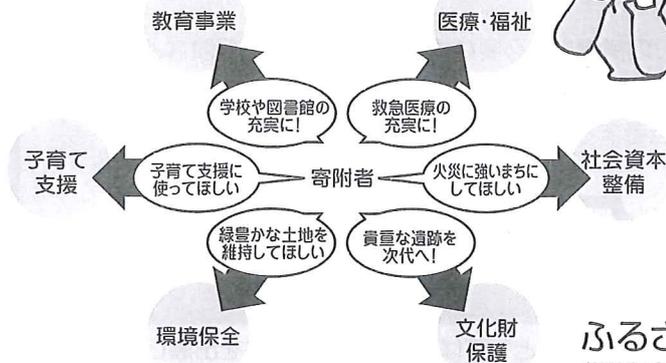
SUGGEST by hamamoto
mite net!
 みてねっと!

2014
AUTUMN

Vol.39



応援しよう!! ふるさとを!!



「ふるさと納税」という言葉を皆さん聞かれたことがあると思います。

「ふるさと納税」とは、新たに税を納めるものではなく、ふるさとへの寄附金のことで、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度です。

一般的に「ふるさと」とは「生まれ育った地域」と捉えられがちですが、寄附先の「ふるさと」には定義はなく、出身地以外でも「お世話になったふるさと」や「これから応援したいふるさと」など、各自が想う「ふるさと」を自由に選ぶことができます。

「ふるさと納税」は、寄附先の自治体を寄附者が選べるだけでなく、自治体によっては、寄附金の「使い道」を寄附者が選べる制度でもあります。

ふるさと納税による控除の概要は以下のとおりです。
 (控除を受ける為には、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要となります。)

ふるさと納税の控除額の計算について

ふるさと納税による控除の概要

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税……(寄附金-2千円)を所得控除(所得控除額×所得税率(0~40%(※))が軽減)
 - ② 個人住民税(基本分)……(寄附金-2千円)×10%を税額控除
 - ③ 個人住民税(特例分)……(寄附金-2千円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~40%(※)))
- ①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除(所得割額の1割を限度)
 (※)平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。



控除イメージ(※1)

寄附金額3万円				
適用 下限額	【所得税】 所得控除による軽減(※2)	【個人住民税】 税額控除(基本分)(※2)	【個人住民税】 税額控除(特例分)	所得割額の1割を限度
2,000円	(3万円-2千円) ×20%(※2)=5,600円	(3万円-2千円) ×10%=2,800円	(3万円-2千円) ×(100%-10%-20%(※3))=19,600円	

所得税と合わせた控除額28,000円

※1 年収700万円の給与所得者(夫女子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合のもの。
 ※2 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額の30%が限度で、対象となる寄附先は何ヶ所でもOK。
 ※3 所得税の限界税率であり、年収により0~40%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

「ふるさと納税」では、多くの自治体で寄附者に対し、寄附先である自治体をさらによく知ってもらったり、親しみをもってもらえるよう工夫をし、地域の特産物や観光施設の優待券など寄附額に応じて「特典」を送っています。



「ふるさと納税」にご興味のある方は、各自治体のホームページをご覧ください。

損保トピック



落雷被害は家財保険で請求できます。

最近、局地的な豪雨とそれに伴う落雷が多発しています。雷そのものが直撃したら命の危険があるわけですが、それ以外にも落雷によって発生した電流がパソコンや家電製品などを破損させることがあります。こうしたケースではパソコンや家電製品などの修理や交換が必要になります。予定外の費用がかかるため落雷事故の被害は深刻です。したがって、保険の「対象」がどうなっているかは確認が必要です。

保険の対象は「建物」と「家財」に分けられます。建物しか火災保険に加入していなければ、家財に損害があっても保険金は支払われませんので注意してください。落雷事故の被害については、通常の家財保険であれば補償内容の範囲に含まれています。しかし、実際に落雷の被害に遭ったのに家財保険の対象となるものだとご存知でない人が意外とおられるようです。ただしパソコンなどのデータが消えてしまったら補償の対象ではありません。まずできる予防を事前におこなきましょう。(バックアップなど)

また個人用や事業用などのパソコンでこうしたデータ復旧の補償まで必要な場合には、動産総合保険などというようなものも検討してみてください。パソコンそのものの損害だけでなく、データの消失による修復・再作成費用などまで補償をつけることができます。詳しくは弊社担当者まで。

生保トピック



ジェネリック医薬品とは？

■新薬(先発医薬品)とは

日本で最初に発売されたお薬で、先発医薬品とも呼ばれています。特許を出願してから20~25年間、開発メーカーが独占的に製造・販売することができるお薬です。

■ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは

新薬の特許期間が満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるお薬のことです。新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、お薬の価格を低く抑えることができます。

病院で処方されるお薬は新薬とジェネリック医薬品と2つの種類があります。

医療機関で治療を受ける機会が多くなると、年々医療費が増え、家計への影響が心配されます。特に生活習慣病などこれから長く病気とつきあっていかななくてははいけない患者さんは、お薬を飲みつづけることが大切なため、お薬代は大きく膨らんでしまいます。

そこでジェネリック医薬品です。日本におけるジェネリック医薬品の承認基準は、他の国と比べて圧倒的に厳しいものとなっています。したがって、その厳しい基準をクリアしたジェネリック医薬品は、かなり信頼のおけるものであることは確かです。また、ジェネリック医薬品の価格は、先発医薬品の価格が不当に高額になることを防ぎ、価格の適正化を促進することにも貢献しています。中には新薬の半額以下で済むものもあり、国全体の医療費削減にも貢献することが期待され、また患者さん個人の医療費負担を抑えることができます。ただし薬代をおさえたとしても入院などが伴えば公的医療保険が適用されないケースもありますので民間の『医療保険』などで備えましょう。“備えあれば憂いなし”です。詳しくは弊社担当者まで。

見直してください あなたの暮らしの保障
浜本保険株式会社

■本 社/兵庫県加西市北条町横尾313-1 A-NOVA SANWA BLDG 1F
TEL.0790(42)1223(代) FAX.0790(43)1205
■高 砂 営 業 部/兵庫県高砂市荒井町御旅2丁目1番1号
TEL.079(442)3515(代) FAX.079(442)3054
■イオン加古川店/兵庫県加古川市平岡町新在家615-1
TEL.079(425)6500(代) ☎0120(920)903



■本社/北条営業部



■高砂営業部



■アフラックサービスショップ

URL:<http://www.hamamoto.co.jp/>